

第6号議案

豊後大野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

豊後大野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関し、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 豊後大野市役所

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 豊後大野市役所

第 7 条中「大分県環境影響評価指導要綱（平成 10 年大分県告示第 102 号）」を「大分県環境影響評価条例（平成 11 年大分県条例第 11 号）」に、「告示及び縦覧」を「告示、縦覧等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。